

## ブータンのアクセス及び利益の配分に関する政策 2014

### 案

#### 農業森林省

### 1. はじめに

生物多様性の保全は、ブータンの開発の歴史において常に極めて重要な役割を果たしており、自然環境と生物多様性への配慮は、ブータン人の信仰、社会文化観、包括的な開発哲学である国民総幸福量(GNH)に深く組み込まれている。その結果、ブータンは、生物の豊かさをほとんど損なうことなく 21 世紀を迎えた。同国は、70.46 パーセントの国土が森林に覆われ、51.32 パーセントが保護地域及び生物回廊とされており、5603 種の維管束植物類、400 種のシダ類、200 種の哺乳類、700 種を超える鳥類を含む多種多様な動植物が生息している。これまでに、300 種を超える薬用植物が、海拔 200 メートルから 7800 メートルの異なる高度において発見されている。これは、驚くにはあたらない。なぜなら、ブータンは、伝統的および歴史的に、その肥沃さ、山地、薬用植物の多様性から、「薬草の溪谷」と呼ばれてきたからである。薬用植物が豊富に存在するため、それを利用する強固な伝統が生まれ、これらの生物資源の利用や特性については、地域社会に伝統的知識が膨大に蓄積されている。

同国が生物の多様性に恵まれているかどうかに関わらず、常にブータンの総国土の少なくとも 60 パーセントを森林にしておくことを義務付ける憲法上の要請を満たすために、評価を行い、措置を実施していくことがますます重要になっている。地域の管理者であるブータンの地域社会による保全慣行の長い歴史は、経済的な理由ではなく地域の生態系との精神的および文化的結びつきによってもたらされていたことは明らかであるが、これらの結びつきが、増大しつつある経済的圧力によって弱体化されないことが重要である。ブータン国憲法と生物の多様性に関する条約(CBD)の保全目的を実現するため、社会的、精神的、経済的な幸福の均衡が維持されなければならない。歴史的には、ブータン国民の社会的および精神的健全性との均衡をとりながら保全が行われてきたが、ブータンの経済ニーズに効果的に対応するために、さらなる取り組みが必要である。これ

は、研究及び商業的利用の促進及びそのような活動から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を通じて、ブータン生物資源及び関連する伝統的知識の経済的価値を確保することによって可能である。

2010年10月、CBD締約国193カ国は、第10回締約国会議において「遺伝資源のアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（名古屋議定書）」を採択した。この議定書は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生ずる利益を、当該資源や知識を保全し育成してきた国や社会に公正かつ衡平に配分することの確保を目的とする国際的枠組みを提供するために策定された。ブータンが名古屋議定書の国内的实施を通じて、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生ずる経済的利益を確保するためには、明確な政策指針が非常に重要である。

したがって、ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識のアクセスについての指針を示し、研究及び商業的利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保するために、このアクセス及び利益の配分に関する政策が作成された。それはまた、国内の能力開発を可能にし、「2020年のブータン—平和、繁栄、幸福のための構想」で示された構想への貢献を通じて、天然資源を同国の社会経済的発展と人類の利益に貢献する開発資産として賢明に利用することを促進する。

## 政策及び法的環境

ブータン王国憲法 第1条の12は、「鉱物資源、河川、湖水、森林に関する権利は国家に帰属する国家の財産であり、法律によって規制されるものとする。」と規定する。さらに、第5条の1において、「すべてのブータン人は、現在及び将来の世代の利益のための、王国の天然資源及び環境の受託管理者であり、全ての国民は、環境に優しい慣行や政策の採用や支持を通じて、自然環境の保護、ブータンの豊かな生物多様性の保全、騒音、風致公害や物理的汚染を含む、あらゆる形態の生態劣化の防止に貢献する基本的責務を負っている。」と表明している。さらに、第5条の2(c)は、政府が、無理のな

い経済成長および社会発展を推進しつつ、生態学的に均衡のとれた持続可能な開発を確保することを要求している。

**1995 年ブータン森林及び自然保護法**は、森林管理、政府保護林における禁止と特権、森林リース、社会共同体的森林、森林製品の輸送と取引、保護地域、野生生物保護、土壌及び水質保全、森林火災防止を対象とする。しかしながら、同法は、遺伝資源の研究及び商業的利用や、それから生ずる利益の公正かつ衡平な配分は対象としていない。

**1998 年、2002 年、2009 年生物多様性行動計画**は、バイオプロスペクティングを生物資源の保全と持続可能な利用のための措置の一つとして最初に認めた文書の一つであり、ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用のために、包括的政策及び法的枠組みを策定する必要性を強調した。

**ブータン 2003 年生物多様性法**は、遺伝資源のアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の採択前に、遺伝資源及び関連する伝統的知識のアクセスを規制するために制定された。しかしながら、2003 年以降の経験や 2010 年の名古屋議定書の採択により、実施を指導し、必要であれば本法の見直しを行うために、ブータンのための包括的なアクセス及び利益配分に関する政策の必要性が認識された。

ブータンは、**1995 年に生物多様性条約**を批准した。本条約は、生物多様性について包括的に対処する唯一の国際文書である。本条約の 3 つの目的は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分である。

**遺伝資源のアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書**は、2010 年の第 10 回 CBD 締約国会議(COP10) で採択された。本議定書は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用から生ずる利益の分担を原産国と地域社会における管理者に分配することを確保する強力な遵守の仕組みを提供することにより、CBD の第 3 の目的をさらに推し進めるために採択された。

## 2. 根拠

- a) ブータンは東ヒマラヤ山脈の一部にあり、賢明で先見の明のあるリーダーシップ、健全な政策、ブータン国民による生来の自然への尊敬の念により保護されてきた豊かな生物資源に恵まれている。
- b) ブータン人は、自然と調和して生活する古くからの伝統を有しており、その結果、生物資源の利用に関する豊かな伝統的知識を蓄積してきた。
- c) 同国の急速な社会経済的な発展とともに、保全がより大きな課題となりつつある。研究及び商業的利用と利益の公正かつ衡平な配分を通じて、生物多様性の保全の継続を動機付けし確保することが必要なのは明らかである。
- d) 生物多様性の分野における既存の専門知識の蓄積は限られており、効果的保全と持続可能な利用のために、生物資源についての一層の理解を図るため、国内の能力を強化する必要がある。
- e) CBD 加盟国であり、ABS に関する名古屋議定書の署名国として、ブータンは、遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分についての法律を策定しなければならない。

## 3. 指針

ブータンのアクセス及び利益配分に関する政策は、以下の原則に基づいている。

- a) ブータンの生物資源及び関連する伝統的知識と、地球と現在及び将来の世代のために自然を受託管理しているブータン人の経済的、社会的、精神的幸福の間には、切り離せない結びつきがある。
- b) ブータンの遺伝資源及び関連する知識の商業的及び研究上の利用から生ずる利益を、地域の管理者やブータン国民全体と公正かつ衡平に配分することは、持続可能な利用の動機付けをし、ブータンの憲法第 5 条に規定されている保全の権限の履行に繋がる。
- c) ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識のアクセス及び利用は、ブータン国民の文化的及び精神的価値を確認し、地球と現在及び将来の世代の幸福に貢献しなければならない。

#### 4. 構想

ブータン国民の経済的、社会的、精神的幸福の確保を通じた、ブータンの生物遺産の保全及び持続可能な利用

#### 5. 適用範囲

国内 ABS 政策は、ブータンの遺伝資源、その派生物、関連する伝統的知識の研究及び商業的利用を適用範囲とする。

本政策は、商品(commodities)として、取引、共有、交換、利用された生物資源を対象範囲から除く。商品として取引された生物資源が、その後研究又は商業的目的のために遺伝資源として利用された場合、当該利用は本政策の適用範囲に入るものとする。

さらに、本政策は、地域社会内やそれらの間での伝統的知識の利用、共有、交換を対象範囲から除く。当該知識がその伝統的状況を超えて、商業目的又は研究目的で利用された場合には、当該利用は本政策の適用範囲に入るものとする。

## 6. 定義

### a) アクセス及び利益の配分に関する合意（ABS 合意）

ABS 合意とは、遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用者と提供者との間の合意であり、事前の情報に基づく同意（PIC）と相互に同意する条件（MAT）から構成される。

### b) アクセス及び利益の配分に関する基金（ABS 基金）

ABS 基金とは、手数料、対象範囲精査段階で支払われる保証金を含む、ブータンの遺伝資源又は関連する伝統的知識の研究及び商業的利用から生ずる金銭的な利益を受領するために設立された基金のことをいう。

### c) 遺伝資源アクセス

遺伝資源アクセスとは、バイオテクノロジーの応用によるものも含む、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究又は開発を行う目的で、生息域内又は生息域外で取得されたかを問わず、ブータンの遺伝資源の利用をいう。

遺伝資源アクセスには、ブータンの生物または遺伝資源の派生物に関する研究及び開発を行うことも含む。

d) 遺伝資源に関連する伝統的知識のアクセス

伝統的知識のアクセスとは、研究及び開発を行う目的で、遺伝資源に関連する伝統的知識を利用することをいう。

e) 実現化許可証

実現化許可証とは、ABS 合意を承認し、かつ実現化段階を正式なものとする、国内の中央連絡先により発行される許可証をいう。

f) 遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用の実現化段階

遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用の実現化段階とは、当該資源又は知識の商業化又は特化した研究に従事するために、具体的な措置が取られる段階をいうものとする。

実現化段階とは、知的所有権申請、製品開発、試験及びその販売を含むが、それに限定されない。

g) バイオテクノロジー

バイオテクノロジーとは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物、又はその派生物を利用する応用技術をいう。

h) 地域社会の手続(Community Protocols)

地域社会の手続(Community protocol)とは、慣習法及び慣習的な価値に基づいた参加プロセスを通じて、ブータンの遺伝資源や関連する伝統的知識の管理者によって形成された手続(protocol)をいう。それは、自由で事前の情報に基づく同意

を得るための最低限の明確なプロセスを具体化し、いかなる資源や知識の利用に関しても、相互に同意する条件と利益配分を確立する。

#### i) 派生物

派生物とは、生物資源又は遺伝資源の遺伝的発現又は代謝の結果として生ずる生化学的化合物（遺伝の機能的な単位を有していないものを含む。）であって、天然に存在するものをいう。

#### j) 遺伝資源

遺伝資源とは、遺伝の機能的単位を有している植物、動物、微生物、その他に由来する全ての素材をいい、遺伝資源の生化学的な構成、遺伝情報、派生物を含む。

#### k) 遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用の計画段階(scoping phase)

遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用の計画段階とは、市場又は研究の可能性を確立する目的の研究及び開発の最初の探求段階をいう。

#### l) 遺伝資源に関連する伝統的知識

遺伝資源に関連する伝統的知識とは、生物多様性の利用に関連するブータン社会の知識、イノベーション、慣行をいい、生物資源の遺伝構造に関連する知識に限らない。

## 7. 政策目的

1. 生物資源及び関連する伝統的知識に対するブータン国民の受託管理の保証

2. 保全と持続可能な利用のための、ブータンの遺伝資源の価値の保証とその増大
3. ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の提供者と利用者との信頼に基づく長期的な相互支援関係の促進
4. ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスの規制
5. ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の商業的及び研究による利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の確保

## 8. 政策上の措置

### 政策目的 1：遺伝資源及び関連する伝統的知識に対するブータン国民の受託管理の保証

- 1.1 生物資源及び関連する伝統的知識に対するブータンの主権とブータン国民の受託管理を確認し、実行する。
- 1.2 地域社会が、遺伝資源及び関連する伝統的知識を取得する機会を付与する権利を確立した地域においては、事前の情報に基づく同意 (PIC) 及び相互に同意する条件 (MAT) の基となる地域社会の手続を形成することを支援する。
- 1.3 当該資源と知識の管理者として、遺伝資源または関連する伝統的知識を維持してきた社会を認識する。
- 1.4 ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用を規制する国内の仕組みを強化する。

1.5 アクセス及び利益の配分におけるブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識についての能力の向上及び啓発を促進する。

## 政策目的 2：保全と持続可能な利用のため、ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の価値の保証とその増大

2.1 包括的な遺伝資源及び伝統的知識の一覧化や文書化を優先することにより、ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の商業的及び研究上の利用から最大の利益を確保する。

2.2 雇用を創出し国民の能力を開発するため、技術移転と研究協力を通じて、ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の国内における研究及び商業的利用を促進する。

2.3 ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用から生ずる利益が、生物の多様性の持続可能な利用と生態系サービスの確保に向けられることを確実にする。

## 政策目的 3：ブータンの生物資源及び関連する伝統的知識の提供者と利用者間の信頼に基づく長期的な相互支援関係の促進

3.1 ブータンの ABS 要件について完全で容易にアクセスできる情報を提供し、統合的なアクセスのための手続を実現可能にし、契約上の義務を果たすために最善をつくす、倫理的で、信頼でき、献身的で、透明性のあるパートナーになることを約束する。

3.2 共通の利益及びブータンの価値観と対立の可能性ある分野を特定することにより、企業や研究機関と相互に利益をもたらし、互いに尊重し合う、長期的関係を発展させる可能性を探求する。

3.3 契約上の合意は、ブータンの法に準拠し、紛争が起こった場合は、両当事者の合意する仲介者を使って、ブータンにおいて交渉と仲裁により、主として解決されることを確保する。

#### 政策目的 4：ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスの規制

4.1 ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識のアクセスが、農業森林省に指定された国内の中央連絡先によって、明確かつ透明性の高い方法で規制されることを確保する。

4.2 ブータンとその国民の倫理的及び環境上の基準に従う利用者に対して、ブータンの遺伝資源又は関連する伝統的知識のアクセスを促進する。

4.3 ブータン国民の独特な精神的及び文化的な自然との関係を保護及び維持するために、神聖であると宣言されたか又はみなされている分野の遺伝資源のアクセスは、制限される。

4.4 ブータンの遺伝資源又は関連する伝統的知識のアクセスは 2 つの段階に分割されるものとする。計画段階と実現化段階であり、それぞれの段階で条件が異なる。

4.4.1 計画段階には、国内の中央連絡先又はその他の指定機関との計画合意が必要である。国内の中央連絡先又はその他の指定機関は、ブータンからの遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用についての計画段階に入る意図を有する利用者から受領した情報が十分な場合、当該利用者に対し計画許可証を発行する。本計画許可証は、国内の中央連絡先と利用者との間の合意の形式とするものとし、当該資源又は知識の利用の実現化段階に入る前に、アクセス及び利益の配分に関する合意（ABS 合意）及び実現化許可証を確保するための条件を

含む、一連の利用条件を含むものとする。計画許可証は、手数料及び計画段階終了時に返還される保証金の支払いを条件とする。

4.4.2 実現化段階には、国内の中央連絡先発行の実現化許可証と、遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用者と提供者との間のアクセス及び利益の配分合意が必要であるものとする。実現化段階は、利用者と遺伝資源又は関連する伝統的知識の提供者との間の **ABS** 合意に準拠するものとする。よって国内の中央連絡先は、適当な場合には、**ABS** 合意に向けての利用者と提供者との間の交渉を監視するものとする。

4.5 実現化段階における政府保護林からの遺伝資源のアクセスは、当該遺伝資源の利用者と、国内の中央連絡先の指導を受けた森林及び公園サービス部との間の **ABS** 合意に基づく。

4.6 実現化段階における地域社会の森林からの遺伝資源のアクセスは、当該遺伝資源の利用者と、地域社会の事務及び国内の中央連絡先の指導を受けてその森林を管理している地域社会との間の **ABS** 合意に基づく。

4.7 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）付属書 1 に該当する、あるいは政府の管理及び統治下にある、あるいは公有となっている、生息域外コレクションに正式に登録された、食料及び農業遺伝資源のアクセスは、定型の素材移転合意(SMTA)締結を含む、アクセス及び利益の配分に関する多数国間の制度の条件に従うものとする。一方、実現化段階における生息域外コレクションのその他の遺伝資源のアクセスは、当該資源の利用者と国内の中央連絡先との間の **ABS** 合意に基づくものとする。

4.8 実現化段階における食料及び農業のための生息域内の遺伝資源のアクセスは、関係する地域社会の管理者と協議をした国内の中央連絡先と、当該資源の利用者との間の **ABS** 合意に基づくものとする。

4.9 地域社会内に保有されている遺伝資源に関連する伝統的知識のアクセスは、地域社会の手続に基づくと共に国内の中央連絡先の指導を受けている地域社会と当該知識の利用者との間の ABS 合意に基づく。

4.10 一つを超える地域社会に保有されている伝統的知識のアクセスは、可能な場合には、地域社会の手続に従うと共に国内の中央連絡先の指導を受けている複数の地域社会と当該知識の利用者との間の ABS 合意に基づく。この措置が可能でない場合には、国内の中央連絡先が、地域社会に代わって、ABS 合意を締結するものとする。

## 政策目的 5 : ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配の確保

5.1 ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配を確保するため、国内の中央連絡先は監視を行うものとする。

5.2 ブータンの遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究及び商業的利用から生ずる利益の配分は、ABS 合意に基づくものとし、金銭的及び非金銭的利益を共に含むことができる。

5.3 手数料及び計画段階で支払われる保証金を含む、ブータンの遺伝資源又は関連する伝統的知識の研究及び商業的利用より生ずる金銭的利益を受領するため、ABS 基金が設立されるものとする。基金は、国内の中央連絡先によって管理されるものとし、その資金は、ブータンの生物多様性の保全及び持続可能な利用と、地方の生計の改善のために支出されるものとする。

5.4 政府保護林及び生息域外のコレクションからの遺伝資源の研究及び商業的利用から生ずる金銭的利益は、ABS 基金に投じられるものとする。

5.5 コミュニティ・フォレストからの遺伝資源（地域社会によって開発及び維持されている食料や農業に関連する遺伝資源を含む）の研究及び商業的利用から生ずる金銭的利益の一部は、ABS 基金に入れられるものとする。